議案第9号

新座市手数料条例の一部を改正する条例

新座市手数料条例(平成12年新座市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後

別表(第2条関係)

(1) 戸籍法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金額
戸籍の謄	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10	[略]
抄本等交	条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づ	
付手数料	く戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、	
13 3 2011	第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍	
	証明書の交付	
戸籍記載	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又	証明事項1件
事項証明	は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	にっき
書交付手	書の交付	350円
数料		
戸籍電子	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提	戸籍電子証明
証明書提	供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に	書提供用識別
供用識別	関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定	符号1件につ
符号発行	により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用す	き 400円
手数料	る方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同	2 40011
1 88/17	じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合	
	(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定に	
	より同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行	
	われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提	
	供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に収益豆签電子証明書が証明さる東頂と見る東頂を訂明さ	
	時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項を可能可能では可能である事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項と同一の事項を正明する事項を可能では、可能では、可能では、可能に対象を可能には、可能に対象を可能には、可能には、可能には、可能には、可能には、可能には、可能には、可能には、	
	る戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合に	
7A 85 0 114	おける当該発行を除く。)	Emta 3
除籍の謄	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若し	[略]
抄本等交	くは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第	
付手数料	126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交	
	付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは	
	第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付 	
除籍記載	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若し	証明事項1件
事項証明	くは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第	LL の ま C つ き
書交付手	126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する	450円
数料	証明書の交付	4 2 0 1 1
除籍電子	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提	除籍電子証明
証明書提	供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に	書提供用識別
証明音旋 供用識別	関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定	音旋供用識別
符号発行	対の伝律第7条第1項の規定により同伝第6条第1項に規定 する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提	付号1件に 1 1 1 1 1 1 1 1 1
付 5 光 1 手数料	(4) (5) (5) (6) (6) (7)	1 0 0 F
丁奴科		
	書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織	
	を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発	
	行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の書書を行るこれが同時に火まり際電子式明書が式明書で表	
	明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事	
	項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又	
	は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	For 7
戸籍に関	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合	[略]
<u>する届出</u>	を含む。) の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の	

改正前

別表(第2条関係)

(1) 戸籍法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
戸籍の謄	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10	[略]
抄本等交	条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づ	
付手数料	く戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若	
	しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製さ</u>	
	<u>れた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した</u>	
	書面の交付	
戸籍記載	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又	証明事項1件
事項証明	は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	にっき
書交付手	書の交付	350円
数料		
除籍の謄 抄本等交 付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]
除籍記載	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若し	証明事項1件
事項証明	くは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第	につき
書交付手	126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する	450円
数料	証明書の交付	
戸籍に関	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合 を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の	[略]

等 <u>の</u> 要 要 要 事 事 事 事 事 ま ま は ま ま ま は ま ま の の で で で で を の で の の の の の の の の の の の の の	交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	
戸す等書 <u>の表も</u> 覧書 留ま <u>は情容しの</u> 表の の手数 関数	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類 <u>又は届書</u> <u>等情報の内容</u> <u>を表示したも</u> <u>の</u> 1件につき 350円

(2)~(11) [略]

等の受理 証明書交 付手数料 又は記載 事項証明 書交付手 数料	交付 <u>又は同法</u> 第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	
戸籍に関する届書 等の閲覧 手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円

(2)~(11) [略]

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料等を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。